

シンボルマーク使用【Q&A】

Q1 シンボルマークシールが不足した場合は、追加送付してもらえますか。

A 追加送付することは可能です。希望する団体は、「JANPIA ウェブサイト トップページ>団体専用>休眠預金を活用した事業シンボルマーク関連情報>シール申込」から申し込みをお願いします。申し込みのあった団体に直接シンボルマークシールを郵送します。なお、申込フォームに「使用用途」を入力する欄がありますので、入力へのご協力をお願いします。

Q2 2021年1月以降に採択された資金分配団体・実行団体用のシンボルマークシールの申し込み方法を教えてください。

A 2021年1月以降に採択された資金分配団体・実行団体は「JANPIA ウェブサイト トップページ>団体専用>休眠預金を活用した事業シンボルマーク関連情報>シール申込」から「基本セット（小7シート、中13シート、大10シート）」の申し込みをお願いします。申し込みのあった団体に直接シンボルマークシールを郵送します。

Q3 シンボルマークシール（小・中・大）以外のシールを JANPIA で作成する予定はありますか。

A 屋外用（自動車・重機・外壁など）のシンボルマークシールや看板については、各団体のニーズを把握の上、順次作成します。屋外用のシンボルマークシールなどを希望する団体は、「JANPIA ウェブサイト トップページ>団体専用>休眠預金を活用した事業シンボルマーク関連情報>シール申込」から申し込みをお願いします。申し込みのあった団体に直接シンボルマークシールを郵送します。なお、サブのシンボルマークシールは、JANPIA においては作成しないため、必要な場合は資金分配団体及び実行団体において作成してください。

Q4 シンボルマークシールをイベント参加者や支援者などに配布することは可能ですか。

A 「休眠預金を活用した事業」の広報活動に役立つものであれば、配布することは可能です。単なるばら撒きにならないよう注意してください。

Q5 シンボルマークを表示するための物品（例：のぼり、ビブス、看板等）を助成金で作成することは可能ですか。

A 資金計画上の予算の範囲内で作成することは可能です。ただし、資金計画を見直す必要がある場合は、資金分配団体においては JANPIA の担当 PO に、実行団体においては

資金分配団体の担当 PO に相談してください。

Q6 助成期間終了時に余ったシンボルマークシールを JANPIA に返送する必要がありますか。

A 基本的には JANPIA に返送していただく必要はありませんが、計画の変更などで意図せず大量に余ってしまった場合などはご相談ください。

Q7 配布されたシンボルマークシールの在庫管理をする必要がありますか。

A 細かくシール1片ごとの使用状況を把握する必要はありませんが、紛失などがないように管理をお願いします。使用状況については、「利用の手引き」P4 に示しているように、原則として、実行団体においては資金分配団体が、資金分配団体においては JANPIA が資金提供契約で定める進捗状況報告などの機会に確認することとします。その確認の際に、説明できるようにしてください。また、追加配布を希望された場合には、使用状況について確認する場合があります。

Q8 経理処理上、固定資産として計上するもの（物品）には、原則としてシンボルマークを表示することになりますが、想定される例外的な取り扱いがありますか。

A シンボルマークが表示されていることにより、その物品の使用者や利用者等に不安や心配、または、悪影響を与えるような場合（例えば児童が学校で使うことが想定される他の児童の目に入るもの等）には、表示しない取り扱いも可能です。なお、具体的な事例において判断に迷う場合は、JANPIA 企画広報部にお問合せください。

Q9 シンボルマークの最小使用サイズはありますか。

A 通常版（シンボルマーク最下段の標語が「休眠預金を活用した事業です」）最小サイズは、横幅 27mm です。縮小版（シンボルマーク最下段の標語が「休眠預金活用事業」）の最小サイズは、横幅 20mm になります。横幅が 20mm 以上 27mm 未満で表示する場合は、縮小版を使用してください。（「利用の手引き」6 ページ下段参照）

Q10 シンボルマークを協賛企業ロゴと一緒に掲出する場合、協賛企業ロゴの比率を 70% 以下とする必要がありますか。

A 「利用の手引き」9 ページ下段にあるように、協賛企業ロゴの比率を 70% 以下とするルールを設けています。しかし、資金分配団体及び実行団体と協賛企業との関係はさまざまであることも承知しています。したがって、個々の事案において具体的な大きさや配置については、協賛企業のルールも踏まえて資金分配団体及び実行団体において判断してください。なお、具体的な事例において判断に迷う場合は、JANPIA 企画広報部にお問合せ

教えてください。

Q11 自団体のロゴとシンボルマークを掲出する場合に、比率などのルールはありますか。

A 比率のルールはありません。「利用の手引き」を参照し、団体の判断で表示してください。